

## ① 「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成

### 自家配合飼料で育てた鶏の肉・卵の加工品を提供

六次産業化・地産地消法に基づく事業計画が平成26年度に認定された大野哲平さん（一宮市）は、赤玉鶏のボリスブラウンに加えて、新たに肉用名古屋コーチンの飼育を開始し、鶏肉生産をするほか、採卵終了後の卵用名古屋コーチンを親鳥肉として販売を開始しました。また、これらの鶏肉を使用した鶏肉料理セットの製造・販売を計画しています。



名古屋コーチン親鳥肉

今後は厳選吟味した自家配合飼料で育てたこだわりの卵、鶏の生産を追求し、消費者にPRしていく予定です。また、若年層に好まれるエッグベネディクト、半熟卵など、卵を使った加工品の製造・販売を開始します。なお、農政課では農業改良普及課と連携し、6次産業化の取組に対し、総合化事業計画のブラッシュアップを支援しました。

### プチヴェールのブランド化推進

JA あいち尾東と子会社の(株)尾東農産は、地域の特産物であるプチヴェールのブランド化を進めています。

平成26年度の取組として、4月にはうめ味のプチヴェール酢（これまではリンゴ味）を開発しました。この新しい味の酢は、日進市市制20周年を祝うパッケージデザインとなっており、市内のJA直売施設である日進園芸センターで販売するなど、パウダーやうどんとともに加工品の種類を増やしています。また、JA管内の日進、尾張旭の両市の学校給食ではプチヴェールを用いており、今後、他の地域での利用を拡大させるため、生産量の拡大が期待されています。

なお、11月には宮崎県の産地が視察に訪れるなど、軽量で、栄養価の高いこの新野菜への取組に他産地も注目しています。尾張農林水産事務所では、地産地消を推進するため、本取組を支援しています。



うめ味のプチヴェール酢



圃場視察案内

## ② 基幹経営体\*1の育成

### 新たな農協出資法人が担い手育成活動を開始

管内では6組織目となる農協出資法人「(株)JA愛知北アイファーム」が平成26年11月13日に設立されました。目的は、高齢化などにより担い手が減っていく中で、優良農地の保全と有効活用を図り、農業の振興及び担い手の育成を行うものです。特徴は、夫婦で営農できる経営モデル(ダイコン、ネギなど)を念頭に置いて、社員を2名程度雇用することです。雇用された社員は、アイファームの管理圃場において農協の出向職員と一緒に営農を行い、技術習得を図った上で数年後には独立し、地域の担い手として定着することを目指します。アイファームでは、営農に必要な農業機械を農協からリース方式にて借り受けるとともに、農協が実施する事業(研修会など)を請負って経営の安定を図る計画です。今後は、効率的な作業を可能とする大きな圃場を確保し、担い手の受け入れ体制を整備する予定であり、新たな担い手のスタート地点としての役割が期待されています。



出向職員によるマルチ張り(ダイコン)

### 多収性新品種導入による六条大麦生産農家の経営安定

県内唯一の麦茶用六条大麦の生産地である尾張地域北部では、これまで、大麦品種「カシマムギ」を栽培してきました。「カシマムギ」は、麦茶加工適性が優れていますが、成熟期以降に稈(\*2)が折れやすく収穫時に損失が生じるため、稈が折れにくい新品種の導入が望まれていました。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が育成した新品種「カシマゴール」は稈が折れにくく、収量が多いという特徴があります。そのため、平成26年度は現地で栽培試験を行い、現地適合性の確認を行った結果、高収量が得られ、農家の生産意欲の向上につながりました。「カシマゴール」は、平成27年産から「カシマムギ」に代わって生産されることが決まっています。



カシマゴールのほ場検討をする生産者

\*1 基幹経営体は、本県の農業を支える基幹的な担い手として位置付ける経営体で、推定年間農業所得が1,400万円以上の企業的経営体と800万円以上の家族経営体を指します。

\*2 稈(かん)：麦の茎のこと

### ③ 新規農業就業者の確保

## 尾張農起業支援センターでの就農相談実施状況

農業改良普及課では平成 24 年 4 月に農起業支援センターを設置し、就農希望者に対して情報提供や助言を行い、計画的に就農できるように支援をしています。

平成 26 年度の相談件数実績は、個人 83 人（延べ 184 回）、企業 10 社（延べ 18 回）です。

就農希望者は、実家が農家でない新規参入希望者の割合が高く、相談では農業の実態や必要となる知識・技術等の情報提供をしています。また、平成 24 年度から始まった青年就農給付金や農地確保、資金制度に関しては、市町・農協と連携しながら就農に結びつくように努力しています。

平成 26 年度には 14 名が新規就農し、また 7 名が就農計画の作成や農業等での研修など就農に向けた準備を行っています。今後も、これらの人が農業に定着できるように、技術・営農に関する支援を行っていきます。



就農相談

## 「モモ栽培サポータークラブ」結成

小牧市、春日井市のモモ産地では、モモ栽培者の高齢化により、栽培面積、出荷量が年々減少傾向にあります。そこで、農業改良普及課ではモモ産地の維持、発展を図るため、農協部会や関係機関と協力し、平成 25 年度から一般市民を対象としたモモ栽培サポーター養成講座を開講して新たな担い手の確保に取り組んできました。

平成 26 年度は「モモ栽培サポーター養成講座栽培実践コース」を 10 名が修了し、修了生 9 名によりモモ栽培農家の支援組織として「モモ栽培サポータークラブ」が平成 27 年 3 月に結成され、4 月に設立総会が開催されました。

クラブでは、さらなる栽培技術の向上を図りながら、主にモモ栽培農家での実習ボランティア活動を進め、労力不足となって管理が行き届かなくなったモモ園の栽培支援を組織的に行っていく予定です。



モモ栽培作業を行うクラブ員

## ④ 耕作放棄地の再生

### 春日井市における耕作放棄地対策

尾張管内には平成 25 年末現在で耕作放棄地が 446ha<sup>\*1</sup>あります。そのうち、春日井市においては耕作放棄地が 149ha あり、担い手の高齢化、後継者の不足などにより、農地を耕作できず、耕作放棄地が年々増加しています。

市では農協、農業委員会などの関係機関で構成する春日井市地域農業再生協議会を平成 24 年 3 月に設立し、耕作放棄地対策を講じてきました。国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、平成 24 年度に 15a、平成 25 年度に 14a の農地を再生し、現在はかすがい農業塾（以下農業塾）<sup>\*2</sup>の修了生 7 名が大根、じゃがいもなどの野菜を耕作しています。耕作当初は耕起の時に大きな石などが出てきたり、水場が無いため雨水タンクを使用したりといった苦労はありましたが、課題の解消に向けて意欲的に耕作を続けています。



再生前



再生後

また、市が平成 21 年 1 月に開設した農業塾では、農業に関する知識や技術の習得を通じて、新たな農業の担い手の育成やボランティアなど農業を支援者の養成にも取り組んでいます。修了生の中から、JA の産直部会員 13 名、認定農業者 1 名が生まれており、修了生が耕作を開始することで、耕作放棄地対策の一翼を担っています。

農業塾修了後に、担い手としてどのように就農に結び付けるかという課題がありますが、市は、耕作する農地を持っていない修了生に借りることのできる農地の情報提供ができないかなどの検討を進めています。

\*1 平成 25 年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による

\*2 かすがい農業塾 春日井市が開設しており、年間を通して野菜栽培の講義と実習を行う。平成 21 年度から平成 26 年度までに延べ 170 人が受講した。平成 26 年度からは、初心者向けのコースに加えて、より本格的に農業をしたい人向けの専門コースを開設した。

## 運転開始！福田川河口第2排水機場

福田川は尾張平野の西部を縦貫し、流域農地の基幹水路として古くからかんがい排水に利用され、河口部には各種事業により排水ポンプの増強が図られてきました。

しかし、昭和30年代後半から地盤沈下が進行し、既存の排水ポンプでは能力不足となり、度重なるたん水被害が発生する状況となったため、地盤沈下対策事業（福田川地区）として排水機場を整備してきました。平成13年度に完成した福田川河口排水機場に続き、福田川河口第2排水機場(名古屋市港区)も、平成26年4月17日に起動式が執り行われ、運転を開始しています。

これにより計画した口径2.6mの排水ポンプ6台全てによる排水（総排水量90m<sup>3</sup>/s）が可能となり、流域の農地や周辺集落を洪水から守っています。



洪水にそなえる排水機場

## よく流れるようになったね！



整備された排水路

災害から農地や周辺集落を守るため、用排水路や排水機場などの農業用施設を整備を行っています。

平成26年度は大江川上流地区の排水路を整備し、その流域における排水不良が改善されました。

都市化が急速に進んだことによる雨水の流出量増大や、経年変化に伴う排水施設の機能低下等により、農地及び宅地・道路等において、しばしば排水不良が起き、たん水被害が生じています。農業経営の安定化等を図るとともに、近年多発する集中豪雨などの自然



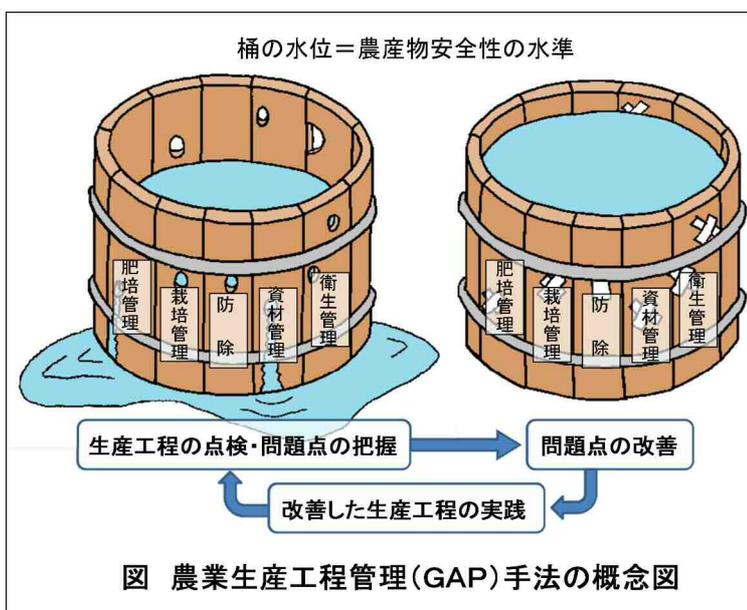
整備前

## ⑥ GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入促進

### 重点指導対象を設定してGAP手法を導入促進

食品の安全・安心について県民の関心が高まる中、農業改良普及課では安全・安心な農産物生産を推進するため、管内の主要な産地・農業生産法人から重点指導対象を設定し、農業生産工程管理手法（以下、GAP手法と略す。GAPとは Good Agricultural Practice の略）の導入を進めています。

GAP手法の概念は右図のような水を貯めた桶で表されます。桶の1枚1枚の板が農産物の生産工程を示し、この桶に溜めることのできる水位が農産物の安全性の水準を示します。農業者自らが生産工程を点検して問題点を洗い出し、その改善策を実行していくことで、生産組織の機能強化や経営管理能力の向上とともに、安全・安心な農産物生産に効果的に取り組むことができます。



なお、GAP手法の点検内容は国からガイドラインが示されており、それぞれの栽培実態に応じてガイドラインに則した点検内容となるよう指導を進めています。

農業改良普及課では平成25～26年度に重点指導対象として5生産組織及び5法人を設定し、GAP手法の導入と点検内容の改善を指導してきました。その結果、平成26年度に3法人（水稲1、野菜2）で新規導入され、管内のGAP導入は14事例に拡大しました。また、点検内容の改善は2法人（水稲）と1生産組織（野菜）で実施され、ガイドラインに則した点検内容は8事例となりました。さらに次年度導入に向けて点検項目の検討と試行が2生産組織と1法人で行われました。

今後もGAP手法の導入促進を図るとともに、導入した生産組織・法人では、その取組が定着するよう支援していく計画です。

**表 尾張地域における農業生産工程管理(GAP)手法の導入状況**

作物	作物名	生産組織・法人名	法人	導入年度	点検内容
水稲	麦・大豆	(株)豊明アグリサービス	○	H22	JAあいち版GAP
	水稲	JAなごや(南陽町)		H23	JAあいち版GAP(一般用)
	水稲	(株)尾東農産	○	H24	ガイドライン準拠H27~
	水稲	(有)東郷農産	○	H25	ガイドライン準拠H27~
	水稲	JA尾張中央		H25	JAあいち版GAP(一般用)
	水稲	JAあいち尾東		H25	JAあいち版GAP(一般用)
野菜	水稲	(株)アグリ尾張中央	○	H26	ガイドライン準拠
	水耕野菜	丸前出荷組合		H23	ガイドライン準拠
	ナス	JA愛知西ナス協議会		H23	ガイドライン準拠
	ピーマン	(株)近藤園芸	○	H24	民間GAP(イオン等)
	ナス	JA愛知西大里ナス研究会		H25	ガイドライン準拠H26
	トマト	(株)アグリパーク南陽	○	H26	ガイドライン準拠
露地野菜	水耕野菜	JAなごや養液栽培連絡協議会		H26	ガイドライン準拠
	露地野菜	大高プロコリークラブ		(試行)	
	露地野菜	江南市園芸協議会ネギ部会		(試行)	
	露地野菜	(株)ゴトーアグリ	○	(試行)	
果樹	いちじく	尾張旭市いちじく部会		H21	

注)   は平成25～26年度の重点指導対象を示す。

## ⑦ JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

### 消費者の食品表示への信頼確保のために

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

このため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」\*に基づく表示が正しく行われているかを、農政課職員等が 298 か所の食品小売店に出向き調査しました。調査店舗のうち、適正または概ね適正に表示されていた割合は、名称表示で 94%、原産地表示で 90%との結果でした。また、確認された名称や原産地の表示欠落等については、適正な表示となるよう改善指導を行いました。

区 分	調査店舗数	適正な表示	概ね適正な表示	表示の欠落が目立つ または大部分が欠落等
名称表示	680 店舗	557 店舗(82%)	82 店舗(12%)	41 店舗(6%)
原産地表示		475 店舗(70%)	136 店舗(20%)	31 店舗(10%)

注1 調査店舗数は、複数の生鮮食品（野菜、果物、水産物、卵類、肉類、米穀）を調査する場合がありますので、実調査店舗数(298 か所)より多くなっています(例：2 か所で 3 食品ずつ調査した場合の調査店舗数は 6 店舗)

今後も継続して監視活動を実施し、適切な食品表示の実施を推進していきます。

### 適正な食品表示について学びました

産地直売所の管理者や職員、直売所に出荷する生産者を対象に、平成 26 年度には 1JA で 2 回、道の駅で 1 回、2 直売所で 3 回、それぞれ食品表示研修会を開催しました。

研修会では、産地直売所向けに 26 年度に作成した資料と事例集（24 年度版）を用いて、直売所に出荷される主な生鮮食品と加工食品の具体的な表示例を説明しました。参加者からは、手作り加工食品の表示方法についての質問が多く出されました。

農政課では、消費者に信頼される直売所となるよう、今後も継続して研修会を開催していきます。



食品表示研修会



産地直売所

\*JAS 法、食品衛生法、健康増進法の食品の表示に関する規定が統合され、食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。